

公告 No.266 桜台小学校屋内運動場屋根改修工事についての補足説明

1 防護シートによる養生範囲について

別添のとおり、特記仕様書 A-01 2章 仮設工事 1 足場その他について、防護シートによる養生は昇降足場及び最上層作業部分とする。

以上

桜台小学校屋内運動場屋根改修工事特記仕様書

総 則

工 事 概 要

1. 工事場所 四日市市 桜台一丁目 地内

2. 工事種目 屋内運動場屋根改修(カバー工法)

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「改修仕様」という。)による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「仕様」という。)による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
 (3) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 (4) 特記事項に記載の(横 . . .) 内表示番号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部 分 完 成 ○無 ・有()

部 分 引 渡 し ○無 ・有()

1) 保険及び保証 ○建設工事保険 (保証書の写しを提出)
 ○請負業者賠償責任保険 (保証書の写しを提出)
 ・任意にて加入
 下記の制度について加入すること。
 ○法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出)
 ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上
 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする
 ・任意にて加入
 ◎建材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項
 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

2) 建設共済等

章 項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	<p>① 適用基準等 ○建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成 22 年版)</p> <p>② 工事実績情報の登録 ○工事写真の撮り方(平成 2 4 年版)建築編(国土交通大臣官房官庁営繕部監修) ※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1. 1. 4]</p> <p>③ 品質計画 ※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (V₀)=34 m/秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Z₀=5 Z_g=450 α=0.20) ・Ⅱ (Z₀=5 Z_g=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm</p> <p>④ 電気保安技術者 ・適用する。 ◎適用しない。 [1. 3. 3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする</p> <p>⑤ 条件明示項目 ○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 [1. 3. 5] ◎工事については、学校運営に協力し、支障をきたさないこと ◎騒音の作る作業日時については事前に学校側との調整を行うこと ◎本工事施工中に既設構造物を汚損した場合は、受注者の責任にて補修等を行うこと ◎現場入場は原則8:30以降とし、大型車による資材の搬出は原則休日に行うこと なお、学校運営日の場合は誘導員等を配置するなど、施設利用者の安全を確保すること ◎定場を60日以上設置する場合は着手の30日前までに設置届を所轄庁へ提出すること ◎11/11は原則工事不可とする。 ・引渡しを要するもの() [1. 3. 12] ・特別管理産業廃棄物 ※無 ・有() 処理方法() ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ◎特定建設資材以外の搬出 ◎構外搬出適正処理 ◎廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織(電子マニフェスト)に</p>

より確認を行う場合は、この限りではない。
 ※建設発生土(50t3以上)を搬出する場合は、書面に処分地の報告(位置図等)を行うこと。
 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
 交通誘導員 ※配置する 名以上(大型車の出入は必ず) ◎配置しない [1. 3. 9]

① 交通安全管理

② 建築材料等

※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。
 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1. 4. 5]

③ 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 5) 1)及び4)の建築材料等を使用し作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

規制対象外

- ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ ☆ 規格品
- ② 建築基準法施行令第 2 0 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品
- ③ 下記表示のある J A S 規格品
 - a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用
 - b. 接着剤等不使用
 - c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
 - d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 - e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 - f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第三種

- ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ ☆ 規格品
- ② 建築基準法施行令第 2 0 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品
- ③ 旧 J I S の E 0 規格品
- ④ 旧 J A S の F c 0 規格品

改修仕様、仕様に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
 ※適用する ・適用しない [1. 6. 2]

- ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官
- ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1. 6. 9]

エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。
 測定は、パッシュ型採集機器により行う。
 着工前測定 ・行う ・行わない
 測定対象室 ・図示 ・
 測定箇所数 ・図示 ・
 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・
 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり

1. 工事名
2. 測定年月日
3. 天候
4. 測定前の換気及び閉鎖時間
5. 測定時間
6. 室名と測定時間
7. 測定器具
8. 化学物質採取方法
9. 分析装置

④ 特別な材料の工法

① 技能士

12 化学物質の濃度測定

※産業廃棄物税
 本工事は産業廃棄物税相当が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当を請求することができる。

※暴力団等不当介入に関する事項
 1. 契約の解除
 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 (1) 不当介入は、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所へ報告し、警察への協力を行うこと。
 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれあるときには、業務発注所へ協議を行うこと。
 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

13 完成図

・提出する ※提出しない [1. 8. 1~1. 8. 3]

種類 ※改修仕様表 1. 8. 1 による

- ・配置図及び案内図
- ・各階平面図
- ・各立面図
- ・断面図
- ・仕上表
- ・施工図
- ・施工計画書

※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない

- ・保全に関する資料 提出部数 ※1部

④ 記 録

工事記録については以下による。(A4版)

- ※工事着手前写真 1部
- ※工程写真 各工程毎 1部
- ※竣工写真 ※内部、外部 2部
- ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。
 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。

15 設備工事との取合い

施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強
 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強

16 設計 G L

※図示のベンチマーク (B. M) mm (現状地盤は B. M mm)

16 完成引渡し後の点検

かし期間は、別に定めた特約(責任工事に係る保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。

18 随時検査

予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。

① 施工体制台帳の提出

2章 仮設工事

① 足場その他

内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 [2. 2. 1]
 外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・
 防護シートによる養生 ・行わない ○行う(昇降足場及び最上層作業部分) [2. 2. 1]

② 養生その他

材料、撤去材等の運搬 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2. 2. 1][表2. 2. 1]
 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2. 3. 1]
 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)

3 仮設間仕切り

(a)設置箇所 ※図示 [2. 3. 2][表2. 3. 1]

種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0)	mm	※無し
・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5)		・片面
・C種	・単管下地	防災シート	mm	※無し
仮設扉	・木製扉	・合板張り程度		・片面フラッシュ程度

④ 監督職員事務所

・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2. 4. 1]
 (・規模 m²程度 ・仕上げ:床 ・壁 ・天井 程度)

⑤ 工事用水

構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない

桜台小学校屋内運動場屋根改修工事 設計図						
図 面 名	設計番号	課 長	課 長 補 佐	係 長	担 当 者	図 面 番 号
		特記仕様書(1)				
四日市市都市整備部営繕工務課				一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町1番5号		